

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において、はじめようハマライフ助成事業費補助金（以下「移住・就業支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知）、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、浜松市へ住民票を異動し生活の本拠を浜松市へ移すことをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、移住・就業支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

4 この要綱において「起業支援金」とは、静岡県移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(対象者)

第3条 移住・就業支援金の対象となる者は、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)又は(3)の要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては(4)の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を

除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。
- (イ) 移住・就業支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 浜松市に、移住・就業支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- (エ) 浜松市税を完納している者であること。
- (オ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が移住・就業支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
- オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住・就業支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該中小企業等に、移住・就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住・就業支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住・就業支援金の額)

第4条 移住・就業支援金の額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 移住・就業支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金(移住・就業支援金)交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住先の住民票(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分)
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分)
- (4) 移住元の市区町村税の完納証明書その他移住する直前に在住していた市区町村において最近1か年市区町村税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 別表2に掲げる証明書類等
- (6) 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金(移住・就業支援金)の交付申請に関する誓約書兼同意書(第3号様式)
- (7) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。(報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(3)に定める返還請求を行う場合があります。)
- (3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
- (ウ) 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

- (4) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（交付の決定等）

第7条 市長は、移住・就業支援金の交付の申請があったときはこれを審査し、申請が適当であると認めるときは移住・就業支援金の交付を決定し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書（第6号様式）により通知した上、申請から3か月以内に移住・就業支援金を交付するものとする。

2 市長は、申請が適当でないとき認めるときは移住・就業支援金の不交付を決定し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が移住・就業支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書再交付願（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 市長は、前条の再交付を認めるときは、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書（再交付）（第9号様式）により交付するものとする。

（移住・就業支援金の返還）

第10条 市長は、移住・就業支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に

該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認められた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合

ウ 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住・就業支援金の返還をさせるときは、返還命令書（第10号様式）により通知する。

3 市長は、第7条第1項の規定により移住・就業支援金の交付を受けた者の申請日から5年間の居住状況について、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写し等により確認するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に転入した者に適用する。

3 平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に転入した者に係る新要綱第3条第1号アの規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

区 分	移住・就業支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円

別表 2 (第 5 条関係)

区 分	証明書类等
移住・就業支援金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用)(第2号様式)
移住・就業支援金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類

第1号様式（第5条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
支援金の種類	就業	起業		

3 各種確認事項（該当する欄に を付けてください）

申請日から5年以上継続して、浜松市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

4 移住元の住所

（注）移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴
 (注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就 業 先	就 業 地

6 移住・就業支援金の口座振込

交付の決定があった場合には、移住・就業支援金は次の口座に振り込みしてください。

移住・就業支援金の額	600,000円 ・ 1,000,000円	
振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 営業部 出張所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
預金口座番号	第	号
フリガナ		
口座名義人		

管理コード(浜松市使用欄)	
---------------	--

第2号様式（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	

備考 移住・就業支援金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び浜松市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）の
交付申請に関する誓約書兼同意書

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱に基づき、移住・就業支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住・就業支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 移住・就業支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。
- (2) 静岡県及び浜松市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所
氏名 印

第4号様式(第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 市民協働・地域政策課)

補助金交付申請者
住 所

氏 名

印

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金

第5号様式（第5条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、世帯向けの金額を申請する場合は、その世帯員についても次に掲げる者のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者

年 月 日

（あて先）浜松市長

（誓約者）
住 所

氏 名

印

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金(移住・就業支援金)
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。(報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(3)に定める返還請求を行う場合があります。)
- (3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。
 - ア 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
 - (ウ) 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - イ 半額の返還
移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合
- (4) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

3 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第7号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

第8号様式（第8条関係）

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付決定通知書再交付願

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）交付決定通知書を再交付
願います。

フリガナ		性別	生年月日
氏 名	印		年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

様

浜松市長

浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金（移住・就業支援金）
交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のあった浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円（交付決定日 年 月 日）
- 2 交付の条件
 - (1) 移住・就業支援金の申請日から5年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(3)に定める返還請求を行う場合があります。）
 - (3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。
 - ア 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住・就業支援金の申請日から3年未満に浜松市から転出した場合
 - (ウ) 移住・就業支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - イ 半額の返還
移住・就業支援金の申請日から3年以上5年以内に浜松市から転出した場合
 - (4) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
 - (5) 規則17条第1項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
 - (6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住・就業支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住・就業支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第10号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付を決定した浜松市は
じめようハマライフ助成事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次
のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額
- 2 交付金額
- 3 交付年月日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還期限